○財務省令第二十九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の三並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十七条の二第四項及び第二十二条の二第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の二第二項中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第四項」に改める。

第六条の八第三項中「応じ」を「応じ」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第九条の二の二中「第二十二条の二第六項」を「第二十二条の二第五項」に改める。

第十六条の三及び第十六条の四を削る。

第十六条の五中「第四十条の五」を「第四十条の三」に改め、同条を第十六条の三とする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第三十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十九号）の施行に伴い、並びに復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第五項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第八項」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第十条第三項」に、「第二十五条の十三の八第十九項」を「第二十五条の十三の八第二十二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十条第一項」を「第十条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第二十八条第一項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付をする場合における第一項から第四項までに規定する計算書に記載すべき租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の三の二第三項の規定により控除した同項各号に定める金額については、当該金額の記載に代えて、法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除した同項各号に定める金額及び法第二十八条第三項の規定により控除した金額の合計額を、それぞれ記載するものとする。

第七条中「第二十八条第一項又は第三項」を「第二十八条第一項、第五項又は第六項」に改め、「第二百三十一条第一項」の下に「、所得税法施行令第三百条第六項若しくは第八項若しくは第三百六条の二第四項若しくは第六項」を加え、「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、「租税特別措置法施行令」の下に「第四条の六の二第二十六項若しくは第二十八項、第四条の九第十一項若しくは第十三項、第四条の十第七項若しくは第九項、第四条の十一第七項若しくは第九項、第五条第七項若しくは第九項若しくは」を加え、「第二十五条の十三の八第二十三項」を「第二十五条の十三の八第二十六項」に改め、「支払明細書」の下に「、書面」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十六条第三項若しくは第百八十条の二第三項又は法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項、第九条の六第一項、第九条の六の二第一項、第九条の六の四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条第一項若しくは第二項、所得税法施行令第三百条第六項若しくは第八項若しくは第三百六条の二第四項若しくは第六項、租税特別措置法第八条の四第四項若しくは第三十七条の十一の三第七項又は租税特別掛置法施行令第四条の六の二第二十六項若しくは第二十八項、第四条の九第十一項若しくは第十三項、第四条の十第七項若しくは第九項、第四条の十一第七項若しくは第九項、第五条第七項若しくは第九項若しくは第二十五条の十三の八第二十六項に規定する調書、通知書、書面又は報告書に記載すべき所得税法施行令第三百条第九項若しくは第三百六条の二第七項に規定する租税特別措置法施行令第四条の六の二第十七項に規定する控除外国所得税相当額、同条第十八項に規定する控除所得税相当額、同条第二十六項に規定する通知外国法人税相当額若しくは同令第四条の九第十四項、第四条の十第十項、第四条の十一第十項若しくは第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額については、これらの金額の記載に代えて令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百条第九項若しくは第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額又は令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十七項に規定する控除外国所得税相当額、同条第十八項に規定する控除所得税相当額、同条第二十六項に規定する通知外国法人税相当額若しくは令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の九第十四項、第四条の十第十項、第四条の十一第十項若しくは第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額を、それぞれ記載するものとする。

「

第七十三条第二項第三号ロ	及び	
	の額	

」

第八条第一項の表所得税法施行規則の項中

「

第四十条の十の二	同条第一項	東日本大震災のための施策のために必要な特別に関する特別法（平成二十三年法律第百十三号）第三十条（復興特別所得税に関する政令（平成二十五年政令第百号）第十三条第一項の規定において適用される所得税法（以下この条において「所得税法」という。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を含む。）の規定により読み替えて適用される所得税及び復興特別所得税に関する政令（平成二十五年政令第百号）第十三条第一項の規定により読み替えて